

平成25年度第2回城陽市障がい者自立支援協議会・全体会議事録

1. 日時 平成26年(2014年)2月19日(水) 午後2時00分開始
2. 場所 城陽市役所 4階 第2会議室
3. 協議事項 別紙のとおり
4. 出席委員 石原委員、大宮委員、小林委員、白井委員、関川委員、田島委員
西山委員、能塚委員、古市委員、堀井委員、本馬委員、山形委員
山下委員
5. 欠席委員 アルデリャーナ委員、坂本委員、澤田委員、山本委員、芳川委員
吉田委員
6. 事務局
小嶋福祉保健部長、角田福祉保健部次長、金森福祉課長
津止障がい福祉係長、桐障がい福祉係主事、谷口運営事務局員、内田専門部会長
岸見専門部会、竹内専門部会長、長山専門部会長、松崎専門部会長
手話通訳者・友岡、西村主任

1. 開 会

2. 福祉保健部長より挨拶

本日は、委員の皆さまには、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

平素は、本市行政、とりわけ、障がい者福祉行政に関しまして、ご理解・ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本会議でございますが、前回、昨年9月に開催させていただき、「障がい福祉制度の状況と城陽市の施策について」などについて、ご説明申し上げたところです。

本日の会議では、一昨年、平成24年6月に新法として成立し、昨年、平成25年4月より施行されました、略称ではございますが「障害者優先調達推進法」に基づきます「城陽市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための平成25年度方針について」など、数点につきまして、ご報告、ご説明させていただき、ご意見を賜りたいと思っております。

よろしくお願い致しまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

3. 議事

①「城陽市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための平成25年度方針」について（事務局・障がい福祉係長より説明 資料 No. 1）

平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」では、障がい者就労施設で就労する障がい者及び在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的として、地方公共団体は毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達実績を公表することとされた。

この法律に基づき、本市においても平成25年度調達方針を決定し、ホームページに今週中には公表することとしている。

市内事業所に通所する障がい者の工賃は、平成24年度の平均で就労継続支援B型事業所は11,792円、就労継続支援A型事業所は70,106円となっている。就労継続支援B型や生活介護を利用する障がい者が多い中、経済的自立には程遠い実態がある。この調達方針は、障がい者の工賃アップと仕事への意欲や生きがい、やりがいを生み、地域で豊かな生活を送ることに寄与できるよう行政の役割を示したものといえる。

今年度についてこの時期に公表となったことについては、京都府や近隣市町村の方針内容を注視していたことや、市内部の調整に時間を要したため。また、今年度については各部署への調達方針の周知が遅くなったことで、調達目標についても今年度の実績見込額800万円を目標額とした。

この方針の適用範囲は市の全ての機関とし小中学校や保育所などの外部機関にも周知す

る。「障がい者就労施設等の範囲」について、方針の「第3」にあるように「ア」から「ケ」まで、「ア」は当市内では自立訓練事業を行うあんびしゃ、チェリー工房等。

「イ」の地域活動支援センターは市内にはないが、聴覚障がい者が通うさんさん山城と宇治市にある精神障がい者が主に通うほっとハウスなどがある。

「ウ」の障害福祉サービス事業所は市内に南山城学園をはじめ15事業所。

「エ」については、7法人8事業所がネットワークを作り運営している城陽市障がい者就労促進授産支援ネットワーク「あんだんて」を共同受注の窓口とした。今年度は戦没者追悼式の粗供養にクッキーを配ったが、城陽作業所でクッキーを焼き、箱づくりや包装作業を他の施設が請け負うなど、ひとつの事業所では請け負えない受注に応えるため、連携して実施した。また、市内の事業所に公平な受注を促進するため共同受注窓口は重要と考えている。

「カ」の特定子会社は京都府内には4社で「オムロン京都太陽」「ジーエスユアサ」「ニッセン」「ハートコープきょうと」。

なお、「キ」から「ケ」については現在のところ把握が困難で、今後申出等があれば優先受注対象となることから入れている。

今後、物品調達推進のためには、障がい者施設がどのような物品を発注でき、また、どのような役務が可能か等の調査を行い、市の全機関に情報の提供を行うこととしている。また、共同受注窓口となるあんだんてに対し、市として事業委託を行い、供給する物品の質の向上や供給の円滑な取り組みを支援することとしている。

【質疑・応答】

会 長：目標額800万円は、可能金額なのか？次年度は方針を明確にし、障がい者施設と協議していけば、今年度よりも多い金額にできるのか？

事務局：今年度の目標額については、12月までの実績と、それ以降は見込。

毎年5月頃には方針を出す予定。ベースは実績で計算するが、目標額の設定は市役所内で協議しながら決めていきたい。

会 長：次の会議では、京都府下の達成額等のデータがほしい。

就労部会長として方針について協議はしたのか？

部会長：共同受注窓口の活用等について協議した。各事業所と連携し、大きな発注にも応えられるようなネットワークを築きたい。

会 長：各事業所へアンケートをし、何ができるか把握することが重要。供給能力の向上が今後の課題。

事務局：一事業所では大量発注できない。ネットワークに対する市としての支援は考えたい。また、売れる製品を作ってほしいので、企業との連携も検討してほしい。

委員：城陽市の目標額である800万円は非常に大きい。京都府下でもトップクラス。事業所は受け身になるのではなく、積極的に市に意見をしていくべき。

会長：就労部会として、方針に対して要望等をまとめて説明してほしい。

委員：事業所で作る物は昔から変わっていない。発想の転換が必要。例えば他市では、自閉症の特性を活かしてコロケ作りをしている。商品をできるだけ一般のレベルに近づけることが重要だと思う。

会長：新しい仕事が施設で生み出せたらいいのでは。結果としてそれが工賃アップにつながればいい。仕事のあり方や品質の向上、B型に通じたコンサルタント会社等に入ってもらえることもいいかもしれない。通所する障がい者に負担をかけない方法で検討してみてもいい。

委員：事業所のネットワークはわかった。単純に施設間での何か協力はあるのか？

委員：授産ネットワークあんだんてができてからは、特に事業所同士の連携が強くなった。ある事業所の記念品を、違う事業所で作ってもらう等、連携したことはある。

会長：優先調達方針について、在宅障がい者はどういった扱いになるのか？

事務局：府を通して把握しようとしたが難しかった。どういった業務が可能なのか、市に登録してもらう必要性が出てくる。検討していく。

委員：シルバー人材センター等の業務を、福祉事業所へ移せるのか？

事務局：高齢者の就労促進は別の法律がある。障がい者との兼ね合いについては、協議が必要。

②平成25年度城陽市障がい者自立支援協議会の取組について（事務局より説明 資料 No. 2）

協議会の取り組みと、各部会の報告について説明する。

まず、全体の取り組み報告について。前回の全体会でも報告したので詳細については省略するが、3ページ目は昨年6月の市民講座「障がい者の消費者トラブル～被害にあわないために～」の様子。

4ページ目は、「障がい者の防災ワークショップ」の様子。各障がい者団体や保護者会・家族会などが参加し、グループワークを実施。災害が起こった時に、支援者自身も被災している可能性があることから、支援がないなか自分はどうするか、その時のために何が必要かなどを議論してもらった。

5ページ目は、昨年度に引き続き実施した、障がい者施設見学会の様子。昨年度に見学していない市内事業所を見学した。24名の方が参加。

6 ページ目は、自立支援協議会関係機関等研修会の様子。自立支援協議会の役割などを勉強するために、堺市などの自立支援協議会に参加されている、大阪府立大学大学院准教授の三田先生による講演会を開催。参加者は福祉事業所と当事者の方、53名と多数参加があった。

7～8 ページ目は、これから実施する市民講座について紹介。障がい者の成年後見制度の活用について講座を開催する予定。

9 ページ目からは、各部会の報告について。各部会の取り組み内容の詳細につきましては、資料 No. 4 のとおり。就労部会は、今年度初めての取組もあるので、後で部会長より別に報告してもらおう。

10 ページ目はサービス調整検討部会の報告。1 回目の部会では、今年度の部会の進め方について検討。参加事業所が最も多いことから、各事業所が実施している事業ごとに集まって議論したほうがいいのか、との意見もあった。しかし、今まで通り全体で事例検討をしていくことが望ましいとの意見が多数で、昨年度同様の進め方になった。

検討事例の内容としては、行動障がいがある方への支援方法や、重度障がいのある方が入院した場合の付き添いについて、障害福祉サービスと介護保険サービスの併用について検討した。

11 ページ目は地域支援部会の報告。ケアホーム等における、夜間支援の現状と求められる資源について情報交換した。

12 ページ目は聴覚言語障がい支援部会の報告。防災マニュアルの配布や、親子手話教室の開催、軽度難聴児に対する補聴器助成について検討。軽度難聴児補聴器の助成については、部会の中でも必要性が高いと議論してきたこともあり、平成26年度より「難聴児補聴器給付事業」が実施されることになった。

13 ページ目は療育部会の報告。療育部会ではケースの振り返りや、障害児支援利用計画等について検討した。

14 ページ目は平成26年度の取組予定。全体としては、引き続き市民講座の実施を検討。内容は「障がい者差別について」「成人期の発達障害について」を予定。また、平成26年度は地域支援部会が、精神障がいに特化した内容を検討していくこととなったので、併せて報告する。

③城陽市障がい者自立支援協議会・就労部会の取組について（事務局より説明 資料 No. 3）

就労部会は、工賃調査等の昨年度取り組みを土台に、今年度は障がい者の所得保障を軸とした検討と実践活動に取り組んでいくこととした。

3 ページ目からは、福祉事業所フェアについて。フェアは3部構成で、1部が講演会。2部が障がい者からの発言、3部が事業所ブースを設置しての交流会。

5 ページ目は、1部の講演会の様子。障がい者の所得保障を考えるには、企業との繋が

りが重要。また、障がい者が、企業就労のイメージを持つことはとても難しく、特に知的障がい者の企業就労へのイメージづくりが難しいということが、部会で課題になった。そこで、障がい者の雇用率が80%、特に知的障がい者が多く働いている、株式会社アクスに講演を依頼した。

7ページ目からは、2部の障がい者からの発言。企業就労を目指している障がい者や、企業就労している障がい者から、就労に対する思いを発言してもらった。映像になっているので見てもらいたい（発言者の映像により説明）。

12ページ目は、事業所ブースの様子。100人近くの参加で、活気のある対談になった。また、一般企業の方々も何社か見学に来られていた。事業所ブースについても、映像になっているので見てほしい（事業所ブースの映像により説明）。

15ページ目からは、企業見学会について。一般企業と福祉事業所が、受注仕事等で何か連携できないか。一般企業の職場を見て、障がい者の就労に対するイメージを持ってもらえないか。一般企業でもできる仕事がないか等、様々な目線で企業見学を実施。

17～19ページ目は、障がい者雇用をしている株式会社アクスの見学風景。障がい者がどんな仕事をしているか等、見学を行った。職場の様子をビデオ撮影していただいたので、働く障がい者の普段の様子もよくわかった。

20～23ページ目は、株式会社ナプラスの見学風景。ナプラスは就労部会にも参加している事業所で、障がい者雇用をしているわけではないが、これから検討している企業。仕事の工程のなかで、どの部分を障がい者に担ってもらえるか等、企業として検討しているとのこと。参加した障がい者も積極的に質問をしていた。

最後に、25年度の取組を通じて、企業との交流が増え、福祉事業所と企業の相互理解についても進んだと思う。次年度はこれを活かした取組も考えたい。

【質疑・応答】

委員：障害支援区分については、部会として何か意見は出ているのか？

事務局：部会として協議はない。

京都府が2月末から研修を実施する。審査員、調査員等が出席するので、そういった報告も待ちたい。

委員：保護者会の立場としては、法律の名称が変わるだけで、また認定しないといけな
いとか大変。いい加減落ち着いてほしい。

委員：障害程度区分では、精神等の特性が反映されにくい。何度も調査すると不安定に
なる障がい者もいるので、配慮が必要。

4. 協議事項「障がい者が住みなれた地で安心して暮らすためには」

会長：議題に関連する内容として、委員から先進的な取り組みを行っている他市の状況
について、説明をお願いしたい。

委員：昨年7月に、北海道伊達市に視察に行った。そこは人口4万人弱の市。地域移行が非常に進んでいる。約700人の障がい者が、市内に約80カ所あるグループホーム（以下、「GH」という。）や、民間アパートで暮らしている。大きな法人が中心になり地域移行を進めており、多くの障がい者が地域で暮らしている。城陽市も似たような環境にあると思う。

会長：事業運営している委員から意見はあるか？

委員：伊達市は24時間の見守り体制ができています。城陽市で地域移行を同じように進めるなら、そういった体制強化が必要。

会長：GHが城陽市には増えないのか？

事務局：建設中のGHもあるが、大きくは増えていない。

委員：2年という期限があるが、GHのサテライト型も検討されているので、今後は増えるのではないかと。

委員：2年でどんな自立ができるのか疑問。障がい者が地域で安心して暮らすためには、GHを増やすことも1つだが、地域住民とのコミュニケーションが大事。また、民生委員、ボランティア、社会福祉協議会等の既存の社会資源を活用していくことが重要。

委員：社会資源の1つだが、社会福祉協議会は、在宅の高齢者、障がい者に向けて、こまめなサービスを提供する、「やさしいお店」といったHP立ち上げた。お店の人とは認知症の勉強会も予定している。今後は障がいについても取り上げていきたい。

会長：HPについて、次年度にもう少し説明してほしい。

委員：市政だより等で、もっと障がい者の理解を深めるような記事を書ければいい。市民が興味を引くような内容は作れると思う。

会長：最後に。次回以降については、協議会なので、「行政にこうしてほしい」ではなく、「みんなでやろう、みんなで歩もう」といったスタンスで協議したい。市はどうしても根拠となる法律が関係する。こういった場だからこそ、夢ある形が追える。各専門部会でも、理想を語る等協議を重ねてほしい。

5. 閉 会

※次回の障がい者自立支援協議会・全体会は、平成26年9月開催予定。